

## 情報公開・個人情報保護審議会の審議状況

情報公開制度の改善等について意見を聴く附属機関として情報公開運営審議会が、県機関における個人情報の例外的な取扱いや個人情報保護制度の改善等について意見を聴く附属機関として個人情報保護審議会が設置されていましたが、両審議会を統合して情報公開・個人情報保護審議会を設置しました。委員の任期は2年であり、平成22年4月には、第1期の委員として12名が就任され、会長に藤原静雄筑波大学大学院教授（平成23年4月1日からは中央大学法科大学院教授）を選出しました。

平成24年4月には、第2期（平成24年4月1日～平成26年3月31日）の委員として12名が就任され、会長に藤原静雄中央大学法科大学院教授を選出しました。

平成25年度は、審議会が5回開催され、個人情報保護条例関係では、本人外収集（同条例第8条）、目的外利用・提供（同条例第9条）、オンライン結合による提供（同条例第10条）、個人情報保護制度の改善に関する施策について5件の諮問が行われ（答申4件、取下げ1件）、市町村課が事務局となる住民基本台帳法関係では、本人確認情報の保護に関する事項（住民基本台帳法第30条の9）について1件の諮問（答申1件）が行われました。また、実施機関に関する個人情報取扱事務の登録（条例第7条）等について、審議が行われました。

### 1 審議会の開催状況

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第 1 6 回 全 体 会	平成25年 5月16日(木)	1 個人情報を取り扱う事業者の登録制度の見直しの方向性について（個人情報保護条例第60条関係） 2 「学校非公式サイト対策のための知識共有と対策支援事業事務」における個人情報の本人外収集及び本人通知の省略並びに保有個人情報の目的外提供及び本人通知の省略に係る諮問について（個人情報保護条例第8条及び第9条関係） 3 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（個人情報保護条例第7条関係） 4 その他
第 1 7 回 全 体 会	平成25年 7月11日(木)	1 個人情報を取り扱う事業者の登録制度の見直しの方向性について（個人情報保護条例第60条関係） 2 「県政調査計画書等の県ホームページへの掲載による公表事務」におけるオンライン結合による保有個人情報の提供に係る諮問について（個人情報保護条例第10条関係） 3 「学校非公式サイト対策のための知識共有と対策支援事業事務」における個人情報の本人外収集及び本人通知の省略並びに保有個人情報の目的外提供及び本人通知の省略に係る諮問の取下げについて（個人情報保護条例第8条及び第9条関係） 4 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（個人情報保護条例第7条関係） 5 その他

第 全	1 体	8 回 会	平成25年 9月26日(木)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人情報を取り扱う事業者の登録制度の見直しの方向性について(個人情報保護条例第60条関係)</li> <li>2 「潜在保育士復帰促進事業に係る再就職意向調査等事務」における保有個人情報の目的外利用に係る諮問について(個人情報保護条例第9条関係)</li> <li>3 住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加に係る諮問について(住民基本台帳法第30条の9関係)</li> <li>4 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について(個人情報保護条例第7条関係)</li> <li>5 その他</li> </ol>
第 全	1 体	9 回 会	平成25年 11月14日(木)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人情報を取り扱う事業者の登録制度の見直しの方向性について(個人情報保護条例第60条関係)</li> <li>2 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について(個人情報保護条例第7条関係)</li> <li>3 その他</li> </ol>
第 全	2 体	0 回 会	平成26年 3月27日(木)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「消費税率引き上げに際し支給される給付金支給事務」に係る個人情報の本人外収集及び保有個人情報の目的外利用について(個人情報保護条例第8条及び第9条関係)</li> <li>2 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について(個人情報保護条例第7条関係)</li> <li>3 その他</li> </ol>

## 2 審議会の審議状況

### (1) 実施機関における個人情報の保護に関する審議状況

ア 平成25年5月10日付けで教育委員会から諮問された個人情報保護条例第8条第3項第7号及び同条例第9条第1項第5号の規定に基づく本人外収集及び目的外提供並びに本人通知の省略について、第16回審議会において審議しました。

諮問の内容は、各県立学校の児童・生徒の携帯電話やインターネットの安全・安心な利用に係るいじめ等諸課題の解決に向けた取組みに関し、「神奈川県教育委員会と文教大学とのインターネット等の安全・安心な利用に係る連携協力に関する協定書」等に基づき、県立学校が文教大学から学校非公式サイト等上に掲載された個人情報を本人外収集し、児童・生徒の在籍情報等必要な情報を文教大学側に提供する等緊密に連携して指導に活用しようとするものです。児童・生徒のいじめ・非行・犯罪被害等の防止及び健全育成を図るため、県は、文教大学から学校非公式サイト等上の生徒の個人情報の本人外収集及び文教大学への児童・生徒の在籍情報等の目的外提供並びに本人通知の省略を認めようとするものです。

審議の結果、継続審議となり、第17回審議会において、教育委員会より諮問の取下げの申出があり、認められました。

イ 平成25年7月3日付けで県議会議長から諮問された個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づくオンライン結合による保有個人情報の提供について、第17回審議会において審議しました。

諮問の内容は、県政調査計画書等を県ホームページで公表することにより、議会活動の透明性を確保し、より開かれた議会の実現を図る「県政調査計画書等の県ホームページへの掲載による公表事務」について、オンライン結合による保有個人情報の提供を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は適当である旨、答申(第21号)をいただきました。

ウ 平成25年9月18日付け情公第6号で知事から諮問された個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく保有個人情報の目的外利用について、第18回審議会において審議しまし

た。

諮問の内容は、慢性的な待機児童問題の解消のため、本県登録保育士に対し、就労状況や再就職の意向（人材バンクへの登録）等を調査して、セミナー、相談会、研修等により潜在保育士の現場復帰を促進し不足している保育士人材の確保を図るため、地域福祉課において保有している保育士登録情報について、「潜在保育士復帰促進事業に係る再就職意向調査等事務」を所管する次世代育成課の保有個人情報の目的外利用を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は適当である旨、答申（第22号）をいただきました。

エ 平成26年3月19日付け情公第14号で知事から諮問された個人情報保護条例第8条第3項第7号に基づく本人外収集及び同第9条第1項第5号の規定に基づく保有個人情報の目的外利用について、第20回審議会において審議しました。

諮問の内容は、消費税率引き上げに際し支給される給付金が、市区町村において適正に支給されるようにするため、県は施設入所等児童等の個人情報を住民票所在市町村等から本人外収集する必要がある。また、各保健福祉事務所が保有している障害児福祉手当等受給者情報や児童相談所等が保有している施設入所等児童等の個人情報をとりまとめ（目的外利用し）、住民票所在市町村等へ提供する必要がある。消費税率引き上げに際し支給される給付金が、市区町村において適正に支給されるようにするため、「消費税率引き上げに際し支給される給付金支給事務」を所管する地域福祉課の本人外収集及び保有個人情報の目的外利用を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は適当である旨、答申（第25号）をいただきました。

## (2) 本人確認情報の保護に関する審議状況

平成25年9月4日付け市町第11号で知事から諮問された住民基本台帳法第30条の9第2項の規定に基づく本人確認情報の保護に関する事項について第18回審議会において審議しました。

諮問の内容は、住民基本台帳法施行条例に規定する予定の利用提供事務が、平成14年11月14日付け答申（平成21年7月9日付けで一部変更を認める答申）で適当と認められた利用提供事務の基準に合致していることを認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は適当である旨、答申（第23号）をいただきました。

## (3) 個人情報保護制度の改善に係る施策に関する審議状況

平成24年9月6日付け情公第5号で知事から諮問された個人情報保護条例第60条の規定に基づく、個人情報保護制度の改善に関する施策について、前年度に引き続き、第16回～19回審議会において審議しました。

諮問の内容は、「個人情報取扱業務登録制度」が平成2年10月1日の条例施行以来、20数年経過し、個人情報保護法の施行等により社会的ルールの形成、プライバシーマーク制度の普及など、業務登録制度を取り巻く環境が大きく変化し、平成22年には個人情報保護審議会から抜本的な検討が必要である旨の答申が出されていることから、業務登録制度の見直しの方向性について、審議していただいたもので、審議の結果、平成25年11月14日付けで答申（第24号）をいただきました。

なお、審議会から出された答申の概要等については、資料編に掲載しました。

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会委員名簿

(50音順、平成26年3月31日現在)

氏名	現職	備考
石井 夏生利	筑波大学大学院准教授	
磯部 哲	慶應義塾大学法科大学院教授	
上野 賢美	神奈川県中小企業団体中央会 かながわ女性経営者中央会会長	
小幡 純子	上智大学法科大学院教授	副会長
塩入 みほも	駒澤大学准教授	
鈴木 和夫	神奈川県社会福祉協議会理事・事務局長	
沼野 伸生	株式会社沼野Associates 代表取締役	
林 義亮	神奈川新聞社編集局長	
藤原 静雄	中央大学法科大学院教授	会長
前田 一	弁護士（横浜弁護士会）	
松崎 嘉子	神奈川県消費者団体連絡会幹事	
柳川 秀史	神奈川県立高等学校PTA連合会会長	

任期 平成24年4月1日～平成26年3月31日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会から答申を受けている事務数等整理表

(平成2年4月1日～平成26年3月31日現在)

区分 実施機関	県保有関連案件												民間保有関連案件			住 基 案 件 諮 問 件 数	制 度 改 善 諮 問 件 数							
	6条		8条		9条		10条			計	旧 25 条 是 正 申 出 諮 問 件 数	47条	48条		51条									
	取扱 制限 事項		本人外 収集		目的外 利用 ・提供		オンライン 結合					個人 情報 取扱 いの 指針 諮問 件数	業務 登録		同 変 更									
	類 型	個 別	類 型	個 別	類 型	個 別	類 型	個 別	変 更	類 型	個 別		変 更	諮 問 件 数	諮 問 し た 登 録 業 務			諮 問 件 数						
知事	7	18	12	57 (1)	9	32 (2)	4	16	2	32	123 (3)	2	1	4	128	[件数] 14,536 [事業者数] 8,207	19	8 (1)	3					
議会	6	1	7	4	9	-	3	6 (1)	1	25	11 (1)	1	-											
公営企業 管理者	6	-	7	11	9	7	3	3	-	25	21	-	-											
教育 委員会	7	5	11	15	10	1	4	7	1	32	28	1	4											
人事 委員会	6	-	7	4	9	-	3	2	-	25	6	-	-											
監査 委員	4	-	8	6	7	-	1	2	-	20	8	-	-											
公安 委員会	1	-	1	-	1	-	-	1	-	3	1	-	-											
警察 本部長	9	4	11	4	11	1	2	1	-	33	10	-	-											
労働 委員会	7	-	11	3	9	-	2	-	-	29	3	-	-											
選挙管理 委員会	7	-	11	4	9	-	3	5	-	30	9	-	-											
収用 委員会	7	-	11	4	9	-	1	-	-	28	4	-	-											
海区漁業 調整委員会	7	-	11	3	9	-	2	2	-	29	5	-	-											
内水面漁場 管理委員会	7	-	11	3	9	-	2	1	-	29	4	-	-											
県立病院 機構	7	16	11	19	9	7	4	4	-	31	46	-	-											
合 計	88	44	130	137 (1)	119	48 (2)	34	50 (1)	4	371	279 (4)	4	5	4	128	[件数] 14,536 [事業者数] 8,207	19	8 (1)	3					

注 ( ) 内は25年度の件数で内数。